

▼ＩＮＤＥＸ▼

■【内部監査情報】
・個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査が終了しました。
・標準会計監査が始まります。
・標準会計監査、フォローアップ監査の合同開催について
■【会計監査人監査情報】
・平成 28 年度会計監査人監査の予定（12 月・1 月）
■【監査ニュース】
・共同研究巡り 210 万円収賄容疑、阪大教授を逮捕 大阪府警　外 7 件
■【連載企画】
・小〇はつらいよ「会計検査院の平成 27 年度決算検査報告」編
■【Audit Cafe】
・師走と忘年会

表題写真：定禅寺通りの光のページェント

内 部 監 査 情 報

・個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査が終了しました。

平成２８年度の内部監査「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する監査」については、平成２８年１１月１７日（木）をもって往査が終了しました。

監査対象部局の皆様には、資料の準備や会場の確保など、多くの負担をおかけしましたが、内部監査の円滑な実施にご協力いただきましたことを、心より御礼申し上げます。

現在、監査の調書等をとりまとめているところです。

今後、内部監査報告書（案）を作成し、後日、監査の結果について齟齬がないか、部局の皆様と意見調整をさせていただきますので、引き続き、よろしくお願いいたします。



・標準会計監査が始まります。

平成２８年度の内部監査「標準会計監査」が、１２月５日（月）から１月２６日（木）までの間、１１ 部局を対象として行われます。



標準会計監査は、下表のとおりＡ～Ｄの４チーム体制（一部部局で異なる）で行われ、従来の監査項目“内部統制等に関するヒアリング”や、“物件費、旅費、謝金等の伝票査閲”等に加えて、財務部による“資産の管理状況の確認”や、“固定資産等の実査”も対象となっております。

グループ	主な監査内容	担当
A	①内部統制の体制整備状況 ②寄附金関係 ③決算関係対応状況 ④研究室等の内部統制関係 ⑤その他会計に関する取扱い	監査室１名
B	⑥資産の管理状況（動産） ⑦固定資産等の実査	財務部１名
C	⑧資産の管理状況（不動産） ⑨物件費の取扱い	監査室２名
D	⑩旅費の取り扱い ⑪謝金の取り扱い ⑫人件費の取り扱い	監査室１名

・標準会計監査、フォローアップ監査の合同開催について



内部監査にご対応いただく部局担当者の皆様の負担軽減を目的として、一部の標準会計監査対象部局については、同日に「フォローアップ監査」を実施させていただきます。

年末年始のお忙しいなか、監査対象部局の皆様には種々ご対応いただくことになりますが、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、フォローアップ監査につきましては、昨年度より監査の結果、改善を要すると判断した事項については、「内部監査報告書」に部局名を明記し、運営企画会議等において報告することとなっております。昨年度はこれに該当した部局はございませんでしたが、今一度、改善計画に基づく改善が図られているかどうか、ご確認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

内 部 監 査 実 施 日 程 一 覧

監査名称	実施日程	対象部局数
標準会計監査	平成28年12月5日（月） ～平成29年1月26日（木）	11部局
フォローアップ監査	平成28年12月2日（金） ～平成29年2月2日（木）	１５部局

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

会 計 監 査 人 監 査 情 報

・平成 28 年度会計監査人監査の予定（12 月・1 月）

今年度より本学の会計監査人となった「有限責任監査法人トーマツ」による平成 28 年度会計監査人監査は、11 月に実施した「業務プロセス・内部統制の把握」等を 12 月も引き続き実施いたします。また、1 月からは「期中実証手続」という監査手続きが始まります。

主な内容は、支払（債務計上）や入金（債権計上）などの各取引における部局内での手続きフロー及び統制手続きに関して、その有効性を確認するために、ヒアリングや伝票等の閲覧を実施するもので、いずれも、文部科学省へ提出する財務諸表等にお墨付きをもらうためには、欠かせない監査手続きです。

会計監査人監査の往査対象となった部局等の皆様には、事前に日程をお知らせしているところですが、監査内容及び準備資料の詳細については、近日中にご連絡いたしますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、監査当日は、我々監査室のスタッフも立ち会いますので、疑問点等がありましたら、遠慮なくお声掛けください。

監 査 ニ ュ ー ス

・共同研究巡り 210 万円収賄容疑、阪大教授を逮捕 大阪府警【11/16 日本経済新聞】
・ネット資金調達サイト 徳島大、自前で運営【11/1 日本経済新聞】
・大学新入試記述式案 解答文字数 80 字以上は大学採点 センターと分担【11/5 産経新聞】
・官庁や政府出資法人などの税金無駄遣い 1.2 兆円、検査院報告 震災補助 1.7 億円「不当」【11/8 産経新聞】
・懲戒処分 県立大元職員、事務処理怠る 減給 6 カ月／奈良【11/10 毎日新聞】
・近畿大、学生 98 人の個人情報を紛失 岡山へ配送途中【11/14 朝日新聞】
・【阪大汚職】「産学連携」での癒着は“想定外”共同研究で脆弱なチェック態勢が浮き彫りに…事件発覚から 1 週間【11/23 産経新聞】
・スマホ遠隔操作ソフト不正利用疑い、助教ら逮捕【11/26 読売新聞】

連 載 企 画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、
なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
愛読者の皆様が、早くも「設定に無理があるのでは・・・」と気がつき始めていることはさておき、
第３回目となる今回は、「会計検査院の平成 27 年度決算検査報告」というお題についてご説明します。

平成 28 年 11 月 7 日、会計検査院の『平成 27 年度決算検査報告』が、会計監査院長から内閣総理大臣に手交されました。

この決算検査報告には、平成 27 年度の歳入歳出決算、政府関係機関の収入支出決算等について、会計検査院が平成 28 年次中（27 年 10 月～28 年 9 月）に実施した会計検査の成果が収録されています。

今回は、会計検査院の平成 27 年度決算検査報告についてご紹介したいと思います。

・……・……・……・……・……・……・……・

卓「毎年この時期になると、新聞に『税金無駄遣い○○円 検査院報告』なんて記事が出たりするけど･･･それにしても会計検査院の検査報告は、我々庶民にはなかなか読みづらいし、イマイチ理解しづらいね。報告書とは別で構わないから、わかりやすく解説したものなんかがあるとありがたいね。」

妹「どうしたのお兄ちゃん！急にまともなことを言うから、びっくりしちゃったじゃないの。、
たしかに、検査記録を一つ一つ読むのはボリュームもあるし、理解するのも一苦労ね。
分かりやすい概略版なんかがあると有難いわね。」



会計検査院は、税金や国債の発行によって国が集めたお金を正しく、また、ムダなく有効に使われているかどうかをチェックする機関です。そのため、国会、内閣、裁判所いずれの機関からも独立しています。

会計検査院が検査する対象は、国のすべての会計のほか、国が出資している政府関係機関、独立行政法人などの法人や、国が補助金、貸付金その他の財政援助を与えている都道府県、市町村、各種団体などです。

検査には、主に「書面検査」と「実地検査」の二つの方法があります。

検査報告の内容は広範囲にわたっていますが、会計検査院の検査の所見が記述されているのは主として次の 6 つの事項です。このうち、**(1) から (3) までの事項が不適切な事態の記述で、通常「指摘事項」と呼ばれているものです。**

(1) 不当事項
検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項
会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項
会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項
(4) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）
会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項
(5) 国会からの検査要請事項に関する報告
国会法第 105 条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第 30 条の 3 の規定により国会に報告した検査の結果
(6) 特定検査対象に関する検査状況
会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況



では、次に、会計検査院のホームページに掲載された資料から、国立大学法人に関連する指摘事項を抜粋して概略をご紹介します。
詳細は、**会計検査院のＨＰに掲載されている平成 27 年度決算検査報告**をご覧ください。

○ 平成 27 年度決算検査報告の概要（会計検査院ホームページ）
http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary27/index.html

不当事項



○国立大学法人旭川医科大学

大学病院で使用する医薬品の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に反 して、予定価格が一定額以上であるにもかかわらず、一般競争とせずに随意契約としていたもの

旭川医科大学が医薬品を購入する際、本来、政府調達や一般競争で納入業者を決める必要がある金額の大きいケースで、入札を行わず、すべて随意契約で業者を選んでいたものです。

医薬品の調達について、従前は協定等や会計規程等に基づき実施していましたが、平成 27 年度においては、入札にかけるより随意契約をしたほうが業者と価格交渉が可能となるため、安く物品が購入でき、経費削減に資すると考えていたとのことです。

その結果、本来必要な入札を行わず随意契約により購入した医薬品は、延べ 128 品目、19 億円近くに上るということです。

予定価格	件　数		金　額
	H27.4～H27.9	H27.10～H28.3	
1,300 万円以上（※1）	20 品目	17 品目	1,149,113,136 円
500 万円以上（※2） 1,300 万円未満	44 品目	47 品目	742,725,500 円

（※1）平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 10 万 SDR 邦貨換算額。現在は 1,600 万円。

（※2）旭川医科大学では、予定価格が 500 万円未満の契約をするときなどは、随意契約によることができるとされている。

……

○国立大学法人弘前大学、岩手大学、筑波大学、埼玉大学、金沢大学、浜松医科大学、三重大学、鳥取大学、島根大学、広島大学、佐賀大学、長崎大学、宮崎大学、北陸先端科学技術大学院大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの



ＤＮＡ合成製品の購入に関して、会計規程等で認められていない前払いにあたる「プリペイド方式」が利用されていたものです。

事前にポイントを購入し、研究の進捗に応じて必要な分の DNA 合成製品を発注し納入されると、それに応じたポイントが引き落とされる仕組みになっているものですが、15 国立大学法人等の経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイント等の購入が、実際は DNA 合成製品の購入には当たらない前払となるものであることを認識せずに、契約依頼書や支払依頼書をそのまま承認して販売代理店との契約を締結していたり、販売代理店への支払を行ったりしていました。

また、納品検査の際も、実際には DNA 合成製品の納品の事実がないのにプリペイド方式のポイント等の購入に係る納品書を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして、現物との照合を行わず支払を行っていました。

さらに、購入されていたプリペイド方式のポイント等の一部については、研究者が年度内の研究に使用せず翌年度に持ち越ししていたり、残高を保有した研究者が他の研究機関へ異動したことにより当該残高の管理が困難となっていたりしている事態が見受けられたとのことです。



その結果、15 国立大学法人等において、平成 21 年度～26 年度の間に計 980 件、約 1 億 2,800 万円が支払われていました。

……

意見を表示し又は処置を要求した事項

○国立大学法人京都大学

職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の締結に当たり、契約の内容及び契約方法を見直すことなどにより、競争性及び透明性を確保するとともに、駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

京都大学では、医学部附属病院で調剤薬局や売店などを運営している一般財団法人和進会と随意契約を結び、院内職員駐車場の駐車整理業務を無償で委託していました。
駐車場収入は年間約 4,000 万円で、ここから和進会が人件費などの駐車整理業務経費約 3,000 万円を賄い、残りは剰余金として管理していました。

会計検査院が平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間の収支を調べたところ、いずれの年度も収入額が支出額を上回り、平成 26 年度末時点で計約 4,200 万円の剰余金が和進会に残っていました。



会計検査院は、職員等駐車場委託契約について、競争性及び透明性を確保し、本業務により生じる利益を京都大学が享受できるようにするなど自己収入の増加が図れるような契約内容に見直すこと及び和進会が管理している剰余金を京都大学の収入とするよう和進会と協議することを求めています。

……

「意見を表示し又は処置を要求した事項」では、上記以外にも、文部科学省への指摘として以下の事項がありました。

○文部科学省

国立大学法人において、共同利用の用に供するとして補助金で整備された研究設備を共同利用の用に供することについて十分に検討するよう周知することなどにより、研究設備の有効活用が促進されるよう意見を表示したもの



各国立大学法人が補助金により整備した研究設備について、研究設備を共同利用の用に供するとして要求概要を提出して補助金の交付を申請しているのに、整備した研究設備を共同利用の用に供することについて十分検討が行われていなかったため、会計検査院は文部科学省に対し、次のとおり意見を表示しています。

ア．複数の研究分野において利用可能なため要求概要において共同利用の用に供するとして、補助金の交付を受けて整備する研究設備を共同利用の用に供することについて十分に検討するよう、各国立大学法人に対して周知すること

イ．各国立大学法人における補助金により整備された研究設備の共同利用の取組状況を把握するとともに、各国立大学法人に対して、データベースを整備して公開することにより研究設備の共同利用を促進させている事例等の有用な情報の提供等を行うこと

・……・……・……・……・……・……・……・……・

卓「なるほどねぇ、国立大学法人の指摘事項だけでも結構あるもんだね。」

妹「上に書かれているのは、ほんの概略に過ぎないから、ちょっと大変かもしれないけど、検査報告書の本文も是非読んでみてね。」

卓「そういえば、12 月に会計検査院で説明会を開くからって、つい先日俺んトコに案内が届いてたな。せっかくだから、行って聞いてくるか！」

妹「それは多分、会計検査院が毎年開催している『出資法人等の監事・監査役、予算執行担当理事に対する検査報告説明会』の事ね。詳しい解説があるかもしれないから、是非聞いて来るといいわ･･･え！？お兄ちゃんのところに案内？お兄ちゃん､いつから大学の役員になったの？」

卓「それを言っちゃあ、お終いよ。」

・……・……・……・……・……・……・……・

以上、「会計検査院の平成 27 年度決算検査報告」でした。

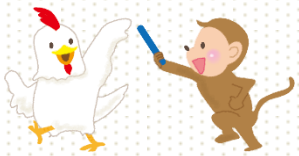
会計検査院のＨＰでは、最新の検査報告以外にも、会計検査院検査報告データベースとして、昭和22年度から平成26年度までの会計検査で報告された事項が検索できるようになっていますので、是非ご覧になってみてください。

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、**「師走と忘年会」**と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

早いものでもう**１２月**である。日１日と寒さが増しいるようであるが、今年の正月は温かい陽気が続き穏やかな年明けであったと記憶している。時間がたつのは早いもので、アッという間に師走である。振り返ると、世間では、北海道新幹線の開業による地域の盛り上がり、Ｇ７サミット開催による大規模な交通規制､選挙権年齢が２０歳以上から高校生を含む１８歳以上に引き下げられてから初めての国政選挙となる参議院議員通常選挙の実施､ジカ熱渦中での夏季リオデジャネイロ・オリンピックやパラリンピックの開催、オリンピアン・パラリンピアンの活躍に熱狂していた１年ではなかったか。大都市では都知事選挙があり豊洲問題がクローズアップされている。アメリカでは大統領選挙が行われヒートアップしていた。そんな騒動がありながらも、個人的には大きな問題や課題があるわけでもなく平々凡々な１年が過ぎようとしている。



師走のいわれはいろいろあるが、１２月といえば連想ゲームではないがやはり**「忘年会」**が最初に思い浮かんでくる。最近では忘年会の出席が激減している。回数が減っているのである。体にも、心にも、そして懐具合にもうれしい限りである。昭和５０年代の頃、職場では、係（当時は掛の名称であった。）単位で忘年会を開催していた。そのほかに、課（班を編成していた部局もあった。）単位でも行っていた。さらに親睦会を母体として事務部全体でも実施していた。また、個人的にではあるが２つの運動クラブに所属していたので、それぞれ３回は忘年会に出席していた。部局でのチームによる忘年会、大学のチームでの忘年会、任意のクラブチームの忘年会があった。泊りがけでの忘年会もあり、珍事、怪事、後日談等それなりに楽しいこともあった。そのほかに、親しい友人との忘年会があった。１２月に集中しており少なくとも１０回程度の忘年会に参加していた。１週間に２～３回である。暴飲・暴食の限りを尽くしていたものと、今では反省している。



忘年会では、幹事は欠かせない重要な役割を果たすこととなる。会場の確保、出席の勧誘、出席人数の把握、会費の徴収、支払い、当日に行う出席者への確認通知、あいさつ・乾杯等役割依頼者への事前要請、進行、参加者からの飲み物・食べ物の注文、収支報告等々幹事は、忙しく大変な重責を担っている。

幹事をすることは、日常の業務遂行に繋がることがあるのではないかと考えている。前述の幹事の役割を取り上げると、次のようになる。



会場の確保では、部外者と対応することになる。交渉力を磨くことができる。会議を開催するときも同じような状況と考える。

出席の勧誘は、文案をまとめることから始まる。多くの皆さんが参加したくなるような文章を作ることとなる。文面には、文章の書き方の基礎となる５Ｗ１Ｈを入れることとなる。さらに、敬語・謙譲語の使い方を身につけることができる。また、通知文を送った後でも、声掛けをして多くの方に参加を呼びかける。これは、コミュニケーションスキルを発揮することとなる。



出席人数の把握、会費の徴収、支払い、収支報告は、進捗状況の把握と会計管理の徹底にあたる。

当日に行う**出席者への確認通知**は、進捗状況を把握するとともに、開催日を失念し欠席する人がいたり、会場を間違えていたりとするリスク回避のための一方策である。

あいさつ・乾杯等役割依頼者への事前要請は、どなたに、どの様な役割をお願いするのか、参加者の役職・年齢等バランスを考えたものとなり、ある程度の常識が問われる。年長者にお願いすることが多く、当然言葉遣いも慎重になり、敬語の使い方も確認できる場となる。

会合中に**参加者から飲み物或いは食べ物の催促**がある場合は、最優先順位を考え速やかに要望を叶えるよう行動することとなる。タイムスケジュールを管理することと、円滑で効率的な運営を心がけることが当然出てくる。その上、参加者の皆さんにサービスを提供することとなる。私としては、器が渇水状態にならなければそれだけで満足している。

幹事をすることは、「**オフ・ザ・ジョブ・トレーニング**【off-the-job training】」の一つではないかと考えている。三省堂大辞林によると、「オフ・ザ・ジョブ・トレーニングとは、仕事の現場を離れて、業務に必要な教育研修を行うこと。」と記載されている。まさしく、幹事をやれば、企画力、交渉力、コミュニケーションスキル、実行力等を磨くことができる。



最後に付け加えておく。忘年会では、よく上司が宴会の冒頭に「**今日は無礼講ですから、大いに楽しみましょう！**」なんて言っているのを聞くことがある。能々留意することが大切である。一種の慣用句のようなもので、決して本心からの言葉ではない。皆々が度量の広い人ばかりではない。ついつい調子に乗り、後々痛い目にあうこともある。この言葉には、「**羽目を外してはダメ！！**」との警鐘が含まれているものと考えている。

皆さんも率先して幹事をしてみてください。

監査室　Ｆｒａｎｋ・Ｎ

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】

東北大学監査室

０２２－２１７－４８７４（監査室長：佐藤）

０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、小原、綱川、杉山）

【メールでのお問い合わせ】

東北大学監査室

kansa@grp.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します